

# 行政書士登録・入会について

香川県行政書士会・香川県行政書士政治連盟

**申請受付時間…平日午前 9 時～11 時 30 分 午後 1 時～4 時**

(正午～午後 1 時はお昼休みとなります)

● **申請方法**……… 下記書類及び諸経費(入会金・登録手数料)登録免許税収入印紙)を登録者本人が持参してください。

※ 登録申請後、事務所の現地調査を行いますので、手続完了までに 1 ヶ月半～2 ヶ月ほど要します。登録・入会の手続が完了しましたら、登録証交付及び説明会のご案内を郵便にてお送り致します。

## (書類提出時に必要な費用)

- 入会金………150,000円
- 登録手数料… 25,000円
- 登録免許税… 30,000円(収入印紙)

※収入印紙は事務局では販売しておりませんので、予めご用意して下さい。

## (提出書類) ※記載が自筆の場合はコピー不可

1. 行政書士登録申請書 (2部)
2. 履歴書(顔写真貼付) (2部)
3. 誓約書 (2部)
4. 香川県行政書士会入会届 (1部) ※申請時にお預かりします。
5. 職印届 (1部) ※申請時にお預かりします。

登録申請書などの訂正の際は、申請印で捨印を頂くため、念のためご持参下さい。

## (添付書類)

### 1. 行政書士となる資格(法第2条各号)を証する書面

- ① 第1号(行政書士試験合格者)は行政書士試験合格証の写し(原本持参のこと)
- ② 第2号～第5号(弁護士・弁理士・公認会計士・税理士)は各所属会の登録されていることの証明書原本(事務所所在地記載のもの・発行3ヶ月以内のもの)
- ③ 第6号(国家公務員等行政事務歴による資格者)は、行政事務歴を証する職歴証明書(行政事務担当期間が17年もしくは20年以上)の証明書等が必要。ただし、17年以上20年未満の方は、高校卒業以上の証明書の提出が必要  
※行政事務で登録される方は、登録手続の前に資格事前調査を受けられることをお勧めします。事前にご相談下さい。

2. **住民票** 本籍地の記載された住民票の写し(外国人であるときは住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面(在留カード又は特別永住者証明書)の写し)(提出の日3ヶ月以内に交付を受けたもの)  
※住民票の写しについては、複写機によるコピーは不可。

### 3. 成年被後见人、被保佐人としての登記されていないことの証明書

※証明書の取得にあたり次のことにご留意の上、高松法務局で取得してください。

この証明書は行政書士法第2条の2第2号に該当しないことを確認するために必要な書類です。当該証明書の申請書に記載された氏名・生年月日で、後見登記等ファイルに登記がないことが確認されると、証明書が発行されます。

また、行政書士が業務上、当該証明書を使用する際には、正確な住所・本籍を記載し、取得した証明書でないと官公署の窓口では受理されないケースがあることから、登録完了後を見据え、登録申請時より正確な記載により取得した証明書の提出を依頼するものです。

#### 【記載に必要な内容及び留意事項】

- (1) ①氏名、②生年月日、③住所、④本籍地 の記載があるもの。
- (2) 法務局宛へ証明書申請記載時には、住民票及び戸籍抄本等とおおり正しく記載してください。また、外字等は正確に記入してください。

証明欄に、日常習慣などによって記載された（点）などであった場合も、再発行をお願いすることになりますので十分にご留意ください。

※再取得が必要となる記載内容には次の場合があります。ご参考にして下さい。

「登記されていないことの証明申請書」  
(後見登記等ファイル用)  
請求できるのは、本人、本人の配偶者または同居親族の限です。  
なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局  
〒 年 月 日 日 時 分

請求される方 (請求対象)	住所 〒 年 月 日 日 時 分 氏名 〒 年 月 日 日 時 分 氏名	収入印紙 収入印紙 収入印紙
代理人 (請求者の代理)	住所 〒 年 月 日 日 時 分 氏名 〒 年 月 日 日 時 分 氏名	収入印紙につき300円 収入印紙 収入印紙
③ 依頼 証明申請 (請求者の代理)	<input type="checkbox"/> 成年被後见人、被保佐人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> 成年被後见人、被保佐人、被補助人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> 成年被後见人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 収入印紙

① 氏名欄  
② 生年月日欄  
③ 住所欄  
④ 本籍欄

①氏名欄  
戸籍抄本の漢字の通りに記載し、取得してください。略字等の記載で取得した証明書は再取得が必要です。  
○朗 ×朗

③住所欄  
住民票の通り、正確に記載してください。次のような記載内容の場合には、再取得が必要です。  
住民票：東京都目黒区青葉台3丁目1番地の6  
行政書士会館2階  
※数字の誤り  
東京都目黒区青葉台4丁目2番地の7 行政書士会館3階  
※不要な記載・記載漏れ  
東京都目黒区青葉台3丁目1番地の6 \_\_\_\_\_  
※建物の省略、記載順の混同  
東京都目黒区青葉台3丁目1番地の6 2階行政書士会館  
東京都目黒区青葉台3丁目1番地の6 \_\_\_\_\_2階

④本籍欄  
戸籍抄本の通り、正確に記載してください。次のような記載内容の場合には、再取得が必要です。  
戸籍抄本：東京都目黒区青葉台三丁目1番地  
※数字の誤り  
東京都目黒区青葉台四丁目2番地  
※不要な記載・記載漏れ  
東京\_目黒区\_青葉台三丁目1番地 行政書士会館

#### 4. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

※「禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない」「後見の登記の通知を受けていない」「破産宣告の通知を受けていない」ことを証明するものです。なお、「登記されていないことの証明書」とは書類が異なりますので両方必要です。

※2～4は提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたものをご提出下さい。

※ // 提出には原本とコピー各1通ずつご提出下さい。

※以下5の確認書面は一部ずつご提出下さい。

#### 5. 事務所の所在確認のための書面

##### ①事務所の所有権を証する書面

(個人開業で住所地と事務所所在地が同一の場合は不要。ただし、申請者本人の所有でない場合は使用承諾書が必要)

##### ア. 事務所とする建物が自己及び親族の所有である場合

- a. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書  
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)
- b. 建物所有者である親族から申請者に対して行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」等

##### イ. 事務所とする建物が他人の所有である場合

- a. 建物の所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合
  - (1) 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳事項証明書  
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)
  - (2) 建物所有者と使用者の間で取り交わされた「賃貸契約書」
- b. 賃貸借人から転貸借する場合
  - (1) 賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされた「転貸借契約書」の写し、又は「使用承諾書」
  - (2) 賃貸借人が申請者に転貸しすることについての建物所有者の「使用承諾書」
- c. 貸借契約に基づき、他の行政書士、その他の士業者と同一室内に事務所を設ける場合は、上記書類のうち必要なもののほか、共同・合同事務所届出書  
※建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建物確認通知書」又は「建築検査済証」の写し

##### ②事務所位置図及び平面図

- a. 位置図 (目標となる最寄りの駅、停留所等からの事務所予定地までの略図)
- b. 平面図 (建物間取り図)
  - (1) 類似士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、当該申請者の位置が確認できる平面図
  - (2) 法人等の建物内に行政書士事務所を設置する場合には、行政書士業務を行う事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、行政書士事務所としての位置、区画、入口等が明確に区分された形態になっており、内部の事務機器の配置の確認できる事務所設置見取り図

### ③事務所の外観及び内部を示す写真

- a. 事務所の外観（事務所のある建物全体の写真及び入り口付近で表札の掲示場所を表示した写真2枚）
- b. 事務所の内部（事務機器の配置がわかる写真2枚）

※事務所写真一覧にのりで貼ること

6. 行政書士とはべつに他の資格を保有（司法書士、海事代理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、測量士等）され、開業されている場合には、行政書士事務所と他士業の事務所が同一であることの証明ができる書類が必要となります。証明書類は、該当する資格業の会員証等（事務所所在地の記載があるもの）の写しを提出してください。

7. 顔写真3枚（縦 3.0 cm × 横 2.5 cm）注）裏面に氏名記載のこと・履歴書用2部を除く（カラー・無帽・正面上半身・無背景・裏面に氏名記入）

香川県行政書士政治連盟（提出書類）

#### 香川県行政書士政治連盟加入申込書（1部）

香川県行政書士政治連盟は、香川県行政書士会とともに行政書士の地位向上・職域拡大に努めています。

・行政書士の業務範囲は行政書士法によって規定されています。行政書士法は議員立法で成立したため、その改正についても議員立法での全会一致で行うことが慣例となっています。そのため政治連盟の活動は、すべての政党、会派に等しく働きかけるもので、特定の政党、会派に偏るものではありません。

・また、国以外でも、県・市町村議会等への政策の提言、行政書士の活用、制度の推進・拡充の要望等を行っています。

・香川県行政書士政治連盟は、決してみなさまに加入を強制するものではありませんが、その活動の成果は等しく全会員に及ぶ等の理由から、香川県行政書士会会員の全員加入を目指しています。

#### （会費納入について）

本会会費・・・75,000円（年間）

政治連盟会費・・・6,000円（年間） 政治連盟会費は、口座振替はありません。

会費のお支払いについては、毎年、第1期（4月～7月分）、第2期（8月～11月分）第3期（12月～3月分）となります。新規入会者につきましては入会月より会費が発生いたしますので、入会后1回目は現金にて納入いただきます。その後は、口座振替にて納入をお願いしています。申込用紙は、登録完了後の通知とともにお送りいたします。

口座振替月・・・第1期（4月下旬）、第2期（8月下旬）、第3期（12月下旬）

#### （その他）

行政書士徽章（バッジ）につきましては、登録証交付式の際お渡し致します。

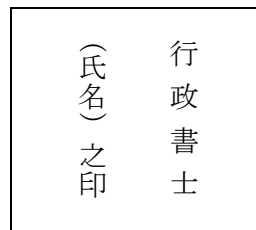
### (行政書士職印届について)

- ・ 日本行政書士会連合会において登録が完了しましたら、香川県行政書士会事務局より登録・入会完了のご連絡を行いますので、その後調製して下さい。
- ・ 職印の調製に関しましては、日本行政書士会連合会会則第81条様式1によります。

(参考) 規定されていませんが、文字・サイズについては以下のものが多い。

文字…縦書き「行政書士〇〇〇(氏名)之印」

サイズ…15mmから20mm



(有) 全行団 職印業者 (直接お問い合わせ下さい)

電話 03-6450-1622 FAX 03-6450-1623

※インターネット確認いただけます。 <https://www.zengyodan.co.jp/>

これ以外にも地元業者をご利用いただいても結構です。

登録申請に関するお問い合わせ

香川県行政書士会事務局  
〒761-0301 高松市林町 2217-15  
香川産業頭脳化センター4階 407号  
電話 087-866-1121  
FAX 087-866-1018